

日本聖公会北関東教区

さいたま市大宮区桜木町2-172  
TEL 048 (642) 2680



DIOCESE OF KITAKANTO

2-172 SAKURAGI-CHO,  
OMIYA-KU, SAITAMA-SHI, JAPAN,

## 新型コロナウイルス感染症対応について<第7信>

日本聖公会北関東教区  
信徒・教役者の皆様

2021年1月2日  
日本聖公会北関東教区  
主教ゼルバベル広田勝一

主のご降誕の恵みが、世界にゆきわたりますよう祈ります。

新型コロナウイルス感染状況拡大と医療提供体制の逼迫は、大きな社会問題となっています。ことに首都圏における状況は悪化の一途をたどり、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県より政府に緊急事態宣言の発令を求める事態になっています。この状況にあって、感染による困難の中におられる方々、また医療従事者へ主の御力が現されますように祈ります。また逝去された方々の魂の平安とご遺族の慰めをお祈りいたします。

北関東教区では、2020年6月7日(三位一体主日・聖霊降臨後第1主日)以降、感染拡大防止に細心の注意をお願いしつつ、一部併設施設の対応に準じる教会・礼拝堂を除き、すべての教会・礼拝堂での公禱を再開しました。しかしながら、緊急事態宣言が要請されたことを受け、今後、緊急事態宣言が発令された場合の教区・教会での対応について、<第7信>として下記の通りお知らせいたします。

- ① 埼玉伝道区内各教会・礼拝堂は、緊急事態宣言が発令された日より、礼拝(公禱)を休止してください。
- ② 茨城・栃木・群馬各伝道区内での礼拝(公禱)については、地域社会や教会共同体の状況を考慮して、適切な対応について教会委員会で協議し、教役者を通して教区主教にご相談ください。礼拝(公禱)を継続する場合には、これまでより一層の注意を払い、感染防止策を講じるようにしてください。  
併設施設への対応等、配慮が必要な教会・礼拝堂については、その対応に準じて対策を講じてください。
- ③ 会食・集会等については、引き続き行わないようにしてください。教会委員会など、教会運営に必要な集会については、十分な感染防止対策を講じた上で、開催してください。
- ④ 葬送に関する祈りについては、十分な感染防止策を講じた上で、献げるようにしてください。

私たちは祈りによって結び合わされた共同体です。多くの不安や恐れが伴う状況下で、祈りの結びつきを大切にしつつ、罹患された苦しみを負っている方々のため、医療現場で尽力している方々のために、祈りの務めを果たしてまいりたいと願います。主の導きを祈り求めながら、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。